

Galileo における官民分担の考え方

欧 州 委 員 会

2001年6月20日

Brussels

COM(2001)336最終草稿

2001/0136 (CNS)

Galileo Joint Undertaking (JU 開発段階法人) の設立に関する 欧州閣僚理事会規定案(欧州委員会提出草案)

- 1 . 経緯説明
- 2 . Galileo JU 開発段階法人の設立に関する欧州閣僚理事会規定(案)
- 3 . Galileo JU 開発段階法人の定款(案)

経緯説明と定款(案)の概要：2001.7.25

1. Galileo衛星無線航法計画：

Satellite Radionavigation(衛星無線航法)とは、軌道上に配置した衛星から時刻を非常に正確に示す信号を送る技術をいう。多数の衛星から成る衛星群よりの信号を受信した受信機は、正確な時刻のみでなく、経度、緯度及び高度によるユーザー位置を常時極めて正確に決定できる。

この技術は、成功に次ぐ成功を収めると共に日々新たな用途を見るに至っている。その用途と市場は、例えば、運輸(車両の位置と速度の測定、保険等)、電気通信(ネットワーク統合用信号、金融機関の相互接続、送電網の接続等)、税関(現場検査等)、農業(地勢情報システム)等々、多種多様な政府機関や民間業界のサービス活動にわたっている。従って、この技術が戦略的な重要性をもつことは明らかで、大きな経済的メリットをもたらすものであると見られる。

しかし、現存のシステムは米国の GPS とロシアの GLONASS だけであり、これらのシステムについてはそれぞれの国の軍当局が予算の獲得や管理運用に当っており、その結果、国益の保護として随時信号の提供を止めたり信号精度を低下させたりすることがあり得ると考えられる。

The European Union(欧州連合)としては、この様な戦略的分野について他の国に全面的に依存することはできない。

The Commission(欧州委員会)が、1998年3月付けの The Council(欧州閣僚理事会)要請に基づき、1999年2月10日付け声明⁽¹⁾において独自の衛星無線航法計画「Galileo」を提案した理由もここにある。この計画は次の4段階にわたって開発を進めることになっている。

- In 2000年 : Definition Phase(規定段階)
- By 2005年 : Development Phase(開発段階)
- By 2007年 : Deployment Phase(システム展開段階)
- After that : Operation and Exploitation(運用と改善の段階)

1999年の The Cologne European Council(欧州閣僚理事会 Cologne 会議)及び2000年の同 Feira 会議と Nice 会議は、Galileo 計画の戦略的重要性を強調した。

欧州閣僚理事会は、その1999年7月19日付け決議⁽²⁾において、この様に必要不可欠な技術分野における欧州の独自性を確保する必要性を強調し、欧州の産業界とサービス業界に活力を吹き込み官民共同運営により、全世界の民生用途に供するために既存のシステムとの互換性を維持しつつ、はるかに大きな付加価値を提供するシステムを開発するよう欧州委員会に対して要請した。

⁽¹⁾ COM(1999) 54 Final, 10.2.1999

⁽²⁾ Oj C221, 3.8.1999, P.1.

衛星無線航法システムの開発は、第四次及び第五次研究開発枠組み計画に含められ、初期研究諸契約とフィービリティ諸研究に対する資金手当てがついた。

また、欧州議会と欧州閣僚理事会は、The Trans-European Transport Net-work(汎欧州運輸ネットワーク)の開発指針に関わる 1996 年 7 月 23 日付け決議⁽³⁾において、航法と測位システムを当該ネットワークの必要不可欠な一部として位置付け、関連プロジェクトを欧州共通の利益に資するものであると意思表示していた。特に、汎欧州運輸ネットワークからの予算割当て承認による支援は、研究開発活動に対する資金提供の可能性を明確に述べた上記 1996 年 7 月 23 日付け決議の Article 4 (g) に基づくものであった。

欧州議会と欧州閣僚理事会は、汎欧州運輸ネットワークの分野において財政的な援助を提供するとした 1999 年 7 月 19 日付け規則⁽⁴⁾において、航法と測位の諸プロジェクトに対する The European Community(欧州共同体)からの資金提供率を 20% に増やして、航法と測位に対する優先度を明確にした。

欧州共同体は、既存のシステムと互換性のある欧州のシステムとしての Galileo の開発を支持した世界中の多くの国の後押しを得て、2000 年 5 月にトルコの Istanbul で開催された国連の世界無線会議(WRC2000)において必要とする周波帯を確保する手続きを取った。

2000 年末に完成を見た規定段階の作業を通して、欧州委員会と The European Space Agency(欧州宇宙機関：ESA)は、当該プロジェクトの基本構成要素を規定するために、潜在的なサービス提供事業者はいうに及ばず欧州宇宙産業界の大同団結を図った。

欧州共同体予算(その管理は欧州委員会)と ESA 予算から均等に支出される総額 11 億ユーロ(既に計上済み)に上る政府の財政支出で賄うことになっている開発段階(2001～2005 年)で成功を収めるために、Galileo プロジェクトのための単一の経営管理機構を構築しなければならない。

設立される「The Joint Undertaking」(Galileo JU：開発段階法人)は、計画の順調な進展と研究開発活動の継続を確保し、必要な官民資金提供を実現し、次のシステム展開と運用段階の管理の準備を整える組織となるものである。この Joint Undertaking(Galileo JU)は、欧州企業の形を取ることもかもしれない別の法人組織に展開していく含みをもっている。ESA は、その選択に基づく航法計画を通じてこの開発段階に寄与すると共に、システム関連の宇宙機器と地上施設の研究開発についてこの段階において特別な責任を負うことになる。

上記は 2001 年 4 月 5 日付け The Transport Council(欧州運輸閣僚理事会)決議以外にも、欧州閣僚理事会 Stockholm会議(2001 年 3 月 23～24 日)によって次の様な最も明確な表現で確認されている。

『欧州連合設立条約第 171 条(Article 171 of the Treaty)に基づく A Joint Undertaking、または政府機関

⁽³⁾ 欧州議会及び欧州閣僚理事会決議 No.1692/96/CE, Oj L 228, 9.9.1996

⁽⁴⁾ 欧州議会及び欧州閣僚理事会規則(EC)No.16655/99 amending (EC)No.2236/95, Oj L197, 29.7.99,P1

或いはその他適切な組織体を問わず、Galileo プロジェクトの次段階を展開する上で必要な唯一且つ効率的な経営管理組織体を 2001 年末までに規定するよう本理事会が要請を受けた』。

欧州閣僚理事会 Stockholm 会議は、また『民間業界が、開発段階に対する政府資金を補填する用意がある』とする点に注目している。関係主要民間業界の代表は、2001 年 3 月付けで覚書(a Memorandum of Understanding)に調印し、Galileo JU への資本参加、または他の形で出資(例えば請負契約の締結を通じて)することにより Galileo 計画の開発段階に総額 2 億ユーロの投資をすると約定した。これを受けて、欧州委員会は欧州共同体条約第 171 条の規定に基づいて Galileo JU 設立を提案する次第である。

2. Joint Undertaking(Galileo JU)設立を選んだ理由：

その目的は、現在の欧州共同体と ESA という二本柱に代えて、Galileo 計画に唯一の経営管理機構を構築することである。即ち、Galileo 計画に動員される全ての資金は唯一の法人組織体に集中することになる。これには欧州の衛星無線航法システムを実現する上で、必要な諸契約を締結し、研究と技術開発を推進する能力のある法人格をもった柔軟な組織体である必要がある。

但し、この組織体は衛星無線航法の分野を Regulatory Power(規制する権限)を持たない。この規制権限は、欧州委員会、欧州閣僚理事会及び欧州議会がそれぞれの責任において行使することになる。

Galileo は、第四次及び第五次研究開発枠組み計画と汎欧州運輸ネットワークに基づく大規模な研究開発を要するものであり、更には衛星航法技術の分野において大きな進歩をもたらし得るものであることから、欧州共同体条約の第 171 条は、2005 年末には完了しなければならない開発段階の期間を対象とする Galileo JU を設立することに明確な根拠を提供するものであるといえる。

新しい欧州共同体機関を設けることも含めて様々な方策を検討してきたが、次の理由から合意を見るには至らなかった。

- 民間業界を政府機関の一部とするのは無理であること。特に、政府機関は、民間業界の提供する資産を買い取るだけの資本をもっていない。Galileo 計画に必要な政府予算と民間資金を統合して政府機関ではない基金を設立することが唯一の選択肢であると見られる。
- 法務上の障害があり、ESA を Community Agency(欧州共同体政府機関)の一部とすることは非常に困難で、この実現には長い時間を要する。

3. 欧州委員会提案の内容：

欧州委員会の提案には、Galileo JU 設立に関わる欧州閣僚理事会規定案と当該企業体の定款案が含まれており、その概要は次の通りである。

- * 当該規則案の第 1 条は、Galileo JU の本店所在地をベルギー国 Brussels とする旨が規定されている。
- * 当該規則案の第 2 条は、Galileo JU がその事業目的を達成する上で必要な契約を締結し、あらゆる

る法的行為を行えるよう法人格を与えると述べている。法的地位を明確にするために同じ規定が定款案の第5条にも規定されている。

- * 定款案の第1条は、欧州委員会⁽⁵⁾が代表する欧州共同体とESAをGalileo JUの設立発起人とし、European Investment Bank(欧州投資銀行)、及び少なくとも2,000万ユーロを設立出資金として拠出する民間企業も発起人に名を連ねることができるとしている。この最低出資金の規定は、民間企業による開発段階への名目的なものではなく実質的な参画を促すよう意図したものである。他方、1996年4月3日付け欧州委員会勧告に規定した中小企業であって、Galileo JUへの出資を希望する個別の企業体または企業集団の場合には最低出資金を100万ユーロに減額するとしている。
- * Galileo JUの資本金は、設立時に設立発起人により、或いは新たな株主になろうとする者がその時点で払い込むものとする。Galileo JUの設立直後に設立発起人が募集した日から30日以内に申し込みをする民間企業には恩典が与えられる。即ち、それらの企業は定款の第1条3項4号に規定の最低出資金の4分の1、言い換えれば500万ユーロ(中小企業の場合には25万ユーロ)だけを当面払込み、残りは2002年12月31日までに払い込めばよいことになる。Galileo JU設立以降に株主となる企業にはこの恩典は与えられていない。
- * Galileo JUの経営委員会は、毎年それぞれの株主が出資比率に応じて支出すべき資本金の額を決定する。現物出資も認められる。現物出資の場合には、Galileo JUの活動を遂行する上での価値と有用性について専門家による評価を要する。予め定められた期限内に払込みをしない株主、または現物出資の約定を守らない株主は、義務を履行するまでの期間経営委員会での議決権を行使できないものとする。
- * Galileo JUの諸活動を規定している定款の第2条は、その事業目的を技術開発段階における衛星無線航法システムの確立であると述べている。
- * 同第2条1項は、Galileo JUの主な業務を次のように規定している。
 - 開発段階実現の管理監督
 - 計画の次期各段階の準備
- * 同第2条2項は、宇宙機器と関連地上施設についてESAとの契約により委託する開発段階の実現に触れている。この契約はESAに委託する諸活動の監督と監視及びESAが独自の予算で展開する諸活動であって、開発段階には直接関係のないものに関わる詳細規則の規定を含むものである点に留意すべきである。また、この契約は、ESAの選択した航法計画を実現する方策を決定するものでもある。但し、一部の活動、特に標準化と認証手続きに対する技術支援及び欧州共同体が展開する国際的な交渉に対する支援は、Galileo JUの責任として残っている。
- * 同第2条3項は、民間企業が計画の展開段階における資金提供に大きく関わってくることを明

⁽⁵⁾ 欧州共同体とESAの当初出資金はそれぞれ5,000万ユーロであること念のため。

確にすべく、2001年4月4日付けの欧州閣僚理事会決議に規定されている様々な段階を規定している。定款の第20条に基づいて、原則として開発段階の終了と同時に解散することになっている Galileo JU は、展開と運用段階の管理を担当する企業体の準備もしなければならない。具体的には、Galileo JU は、民間企業の参画を奨励するために、資本参加している民間企業が展開段階(Deployment phase)及び運用段階(Operation phase)に責を負う企業の株主になる場合に優遇措置を受けられるようにすることになる。

- * 同第3条は、宇宙機器と関連地上施設に関して開発段階での必要な諸活動を契約に基づいて ESA に委託する旨を規定している。Galileo JU は、契約に規定された手続きに則って使用する必要資金を ESA に提供する。開発段階の期間中に起きてくる技術の進歩に合わせて契約を改訂する権利を Galileo JU に与える規定も含んでいる。また、この契約には Galileo JU に与えられた資金以外の予算で ESA が行う諸活動も含まれている。
- * 同第4条は、第2条3項に規定された業務を遂行するため、Galileo JU が入札参加募集を通じて民間企業または民間企業連合と役務の提供に関わる契約を締結すべきことを規定している。
- * 同第6条の規定に則って、Galileo JU は、開発段階において取得または移転を受けた全ての有形資産と無形資産を所有することになる。
- * 同第7条から第10条までは、Galileo JU の経営組織体、即ち Administrative Board (経営委員会)(必要な場合には an Advisory Committee (諮問委員会)の助言を求めることができる)、The Executive Committee (執行委員会)及び The Director (社長)について規定している。
- * 経営委員会(第7条)は、Galileo JU 設立時の発起人で構成される。欧州委員会と ESA はそれぞれ30票の投票権を持ち、他の発起人はそれぞれの持株比率に応じた投票権を得る。
- * 決定は投票の過半数を以って行う。但し、次の場合には投票の75%以上の賛成が必要になる。第8条(計画の実現に関わる大きな変更)、第13条(予算の承認)、第14条(財務規則の承認)、第18条(新規株主の参加)、第20条(Galileo JU の解散)、第22条(定款の変更)。
- * 経営委員会の The Chairman (議長)は経営委員会委員の中から選出する。社長と執行委員会議長は、必ずしも経営委員会の委員である必要はないが Galileo JU の各種会議に出席しなければならない。
- * 同第8条2項は、計画、財務及び予算に関わる全ての戦略的意思決定を行う経営委員会の機能について述べている。特に、欧州委員会は、第8条2項8号の規定に基づいて、Galileo を利用する可能性のある用途分野の希望が十分に反映されるようにしなければならない。更に、経営委員会は、欧州委員会からの提言に基づいて Galileo JU の社長を任命し組織図を承認するものとする。

- * 執行委員会(第9条)は、欧州委員会の代表、ESAの代表及び経営委員会が指名した民間企業代表からなる3名で構成されるものとする。社長は執行委員会の会議に参加するものとする。
- * 同第9条2項は、経営委員会がGalileo JUを柔軟に管理する上で必要とみなした業務を委任または委譲することのできるThe Executive Committee(執行委員会)の機能について述べている。執行委員会は、その会議に出席している社長と密接な意思疎通を図りつつ活動することはいうまでもない。執行委員会の会議は少なくとも1ヶ月に2回は開催する。
- * 欧州委員会からの提言に則って、経営委員会が任命する社長(第10条)は、Galileo JUの法的代表者であり執行委員会の直接監督の下で日常業務の遂行に当るものとする。社長は、経営委員会が出す指示に従ってGalileo JU職員の指揮に当るものとする。社長は、経営委員会になり代わって定款に規定されている各種の書類と報告書(組織図、開発計画書、予算書、貸借対照表、年次報告書、必要と判断されるその他の資料)を作成する。
- * 同第11条はGalileo JUの職員に関わる規定である。社長は経営委員会が任命するが、他の職員については経営委員会の定めた手続きに則って任命するものとする。職員は、欧州共同体職員雇用条件に準拠して、Galileo JUとの期限付き雇用契約によって社長が採用するものとする。
- * 同第12条は、解散の場合を除いて、Galileo JUは剰余金を株主に分配せず、自動的に予算に組込むべき旨を規定している。
- * Galileo JUの財務管理に関わる第13条から第15条までは、予算書と年次決算書の作成に関わる手続きを規定している。並行的に第14条は、予算書や年次決算書と共に株主がGalileo JUの状況を完全に理解できるような開発計画書と年次報告書の作成について規定している。
- * 同第17条は、Galileo JUの契約上及び非契約上の賠償責任問題に触れている。法人格を有するGalileo JUがその行為に責を負うものであって、株主はGalileo JUの行為について賠償の責を負わない点に注目されたい。
- * 同第18条は新規株主の承認に関わるもので、経営委員会における投票権の75%以上の賛成で決められることになっている。
- * 第19条は、Galileo JUの存続期間が4年間であることを規定している。これは2005年に、即ち政府予算投入比重の高い開発段階(Development phase)の終りであり、展開段階(Deployment phase)の始まりと同時に解散することを意味している。欧州共同体条約第171条に則ることの正当性もここにある。しかし、定款第22条の規定に基づいて定款変更をすることによりこの時期を遅らせることもできる。いずれの場合であっても、Galileo JUは定款第3条の規定に従ってESAと締結した契約上の義務を果たすまでは解散できない。
- * 同第20条は、解散の場合、Galileo JUの経営委員会は、その指示に従って行為する一人または

それ以上の管財人を任命すべきことを規定している。しかしその場合 Galileo JU の有している有形及び無形資産、特に工業所有権の使用について決定することが必要となるだろう。これらの資産は、原則として展開段階のために設立される組織体に移転されるべきものである。

- * 同第 21 条は、定款に定めのない事項は Galileo JU 本店所在国の法令に基づいて解釈するとしている。
- * Galileo JU の定款はその第 22 条の規定に基づいて改訂できる。

以上

添付資料：

- (1) 欧州閣僚理事会規定案
- (2) 当該企業体の定款案

2001/0136(CNS)

Proposal for a COUNCIL REGULATION

On the establishment of the GALILEO Joint Undertaking

Galileo Joint Undertaking 設立に関する欧州閣僚理事会規定(案)

欧州連合の閣僚理事会は、欧州連合設立条約特に第 171 条 (Article 171 of the Treaty)、欧州委員会からの提案、欧州議会の選択並びに経済・社会委員会の意見に鑑み、次の経緯を経て次項に記載の規則を採択した。

経緯：

- (1) 欧州議会は、1999 年 1 月 13 日に欧州閣僚理事会と欧州議会に提出された『世界的航法衛星システム (GNSS) に関わる欧州の戦略』を含む、『汎欧州測位及び航法ネットワークの構築に向けて』と題する欧州委員会声明 (COM(98)29 final, 21.1.1998) を採択した。
- (2) 欧州委員会は、1999 年 2 月 10 日付け『Galileo-新世代衛星航法サービス-への欧州の参画』と題する声明 (COM(99)54 final, 10.2.1999) を採択した。
- (3) Cologne(1999 年 6 月 3~4 日)、Feira(2000 年 6 月 19~20 日)、Nice(2000 年 12 月 7~11 日)及び Stockholm(2001 年 3 月 23~24 日)にそれぞれ開催された欧州閣僚理事会会議の結論は Galileo に触れている。
- (4) 1999 年 7 月 19 日、欧州閣僚理事会は『Galileo 新世代衛星航法サービス-規定段階-への欧州の参画』(Oj C221/1, 3.8.1999) 決議を採択した。
- (5) 2000 年 11 月 22 日、欧州委員会は Galileo に関わる欧州議会と欧州閣僚理事会に対する声明 (COM(2000)750 final, 22.11.2000) を採択した。
- (6) 2001 年 4 月 5 日、欧州閣僚理事会は Galileo に関わる決議を採択した。
- (7) 最初の調査並びにフィージビリティ研究諸契約は、第四次及び第五次研究・開発枠組み計画の予算で賄った。
- (8) 技術開発段階は、1996 年 7 月 23 日付け欧州閣僚理事会決議第 4 条 g 項⁽⁹⁾(研究・開発に対する予算割当ての可能性の規定)並びに欧州議会決定、更に 1995 年 9 月 18 日付け欧州閣僚理事会規則 No.2236/95(EC)第 17 条⁽¹⁰⁾(汎欧州運輸ネットワークの分野に欧州連合の予算を支出することに関わる一般的規則を定めている)に基づいて汎欧州運輸ネットワークに計上された予算で賄った。

- (9) 2001年の初めに、Galileo 衛星航法計画は、規定段階における様々な想定特にシステムを構成する諸要素⁽¹¹⁾を検証し試験する開発段階を迎えるに至った。
- (10) 開発段階の次は、2008年にシステム運用が始められるよう衛星と地上機器の建造、衛星の打上げと地上施設や機器の据付けを含む展開段階となる。
- (11) 本件プロジェクトに参画する関係組織の数が多くことや必要な財源と技術力の規模に鑑み、開発段階で Galileo 計画に支出される資金を調和よく管理する能力のある法人を設立することが必要不可欠である。
- (12) 欧州閣僚理事会 Stockholm 会議は『開発段階について民間業界が政府資金を補填する用意のある』点に注目している。主要業界の代表者達は 2001年3月に Memorandum of Understanding (MoU: 覚書)に調印し、JU への資本参加またはその他の形による出資を通じて、Galileo の開発段階に総額2億ユーロを拠出する旨を約定している。
- (13) Galileo は、研究・開発枠組み計画に割り当てられた予算の使用を正当化し、今後も正当化し続けるような大規模な研究・開発を要するものであることから、欧州連合設立条約第171条に基づく Joint Undertaking (開発段階法人)の設立が必要な訳である。更に、この計画は衛星航法技術の大きな進歩をもたらし得るものである。
- (14) 当該 Joint Undertaking の主な業務は、政府予算と民間業界の資金を統合して開発段階における Galileo 計画を成功裏に完結することにある。更に、当該開発段階法人は主な実証プロジェクトの管理を可能にするものである。

HAS ADAPTED THIS REGULATION : 採択された欧州閣僚理事会規定

第1条 :

欧州連合設立条約第171条の規定に則り、Galileo 衛星無線航法計画実現のためにJUを4ヶ年間に限って設立すべきである。

この Joint Undertaking(以降「Galileo JU」という)の目的は、Galileo 計画の研究・開発及び実証段階における唯一の経営管理組織体として Galileo 計画に割り当てられる資金を管理・運用することにある。この Galileo JU の本店所在地は Brussels とする。

第2条 :

当該 Galileo JU は法人格を有するものとし、欧州連合メンバー国の全てにおいて、当該国の法令に基づいた法人に与えられる最大限の法的地位を享受できるものとする。特に、当該 Galileo JU は、動産及び不動産を所有または処分し訴訟の当事者であり得るものとする。

第 3 条 :

Galileo JU の定款は、本規則の附件として添付の通り承認する。

第 4 条 :

特権と免訴に関わる Protocol(手続き)は、当該 Galileo JU にも適用のこととする。

第 5 条 :

本規則は欧州連合官報に掲載の日から _____ 日後に発効する。

本規則は全てのメンバー国を全面的に拘束し、直接適用されるものとする。

本規則は Brussels にて決議を見た。

For the Council

The President(欧州閣僚理事会議長)

欧州閣僚理事会規定 附件
Statutes of the GALILEO Joint Undertaking
Galileo JU の定款(案)

第 1 条 :

1. 本 Joint Undertaking の名称は『Galileo Joint Undertaking』(Galileo JU)とする。
2. 本 Galileo JU の本店は Brussels に置く。
3. a. 本 Galileo JU の設立発起人は次の通り。
 - 欧州委員会が代表する欧州連合。5 億 2,000 万ユーロを限度として出資する。
 - 欧州宇宙機関(ESA)。5 億 5,000 万ユーロを限度として出資する。
その内 5,000 万ユーロは現金出資とし、5 億ユーロは本定款第 3 条 3 号の規定に基づく現物出資とする。
- b. 次の者は本 Galileo JU の株主となることができる。
 - European Investment Bank(欧州投資銀行)。
 - Galileo JU に少なくとも 2,000 万ユーロを出資する企業。中小企業の定義に関する 1996 年 4 月 3 日付け欧州委員会勧告に該当する中小企業による単独または企業集団としての出資の場合には、この最低投資金額を 100 万ユーロとする⁽¹²⁾。
4. 本 Galileo JU の資本金は株主が出資した資産から成るものとする。現物による出資も認める。出資される現物は、本 Galileo JU の事業を展開する上での価値と有用性について評価を受けるべきものとする。本 Galileo JU の設立発起人は、上記 3 項 a 号に規定の金額を限度として次の通り株式の代金を払い込む。

欧州委員会 : ユーロ。

ESA : ユーロ

--- :

設立発起人は、その株式代金払込み後速やかに上記 3 項 b 号にいう他の株主に対して 30 日以内にそれぞれの株式代金を払い込むよう要請する。2002 年 12 月 31 日までに(その後延長されている)全額払い込むことを条件として、当面、民間企業は 50 万ユーロ、中小企業の場合は 25 万ユーロの払込みでよいものとする。本 Galileo JU の Administrative Board(経営委員会)は、それぞれの株主が払い込んだ株式に応じて資本金の額を決定する。予め指定された期日以内に出資すべき現物を提供しないか、または株式代金の払込みをしない株主は、義務を全面的に履行するまで経営委員会における議決権を喪失する。

第 2 条 :

本 Galileo JU の目的は欧州衛星無線航法システムを実現することである。

1. 本 Galileo JU は、開発段階における計画の実行を監督し、来る展開段階の準備を進める。

2. 本 Galileo JU は、定款第 3 条の規定に従い ESA を通じて開発段階を成功裏に導くために必要な研究・開発活動を展開し、衛星無線航法の分野における欧州連合メンバー各国の活動との調整を図る。本 Galileo JU は、定款第 3 条の規定に従い ESA を通じて達成した技術開発の結果を最終確認するために、最初の一連の衛星を打上げ当該システムの能力と信頼性に関わる大規模な実証を行う。
3. 本 Galileo JU は、必要な政府予算と民間業界の資金を管理し、Galileo 計画の次期諸段階に求められる管理組織を構築する。
 - 本 Galileo JU は Galileo システムが提供できるサービス、それらのサービスがもたらす収入及び付随的措置について、欧州委員会から提供を受けるデータに基づいて Galileo 計画のあらゆる段階を対象にした事業計画を策定する。本 Galileo JU は、その株主である民間企業が航法システムの展開及び運用に責を負う将来の企業組織体株主となるに当たって優遇措置が受けられるようにする。
 - 本 Galileo JU は、特に展開段階における民間業界からの資金調達方策を含めて、2002 年末(現在では 2003 年末)までに資金調達について包括的な計画を策定するために、最も妥当であると考えられる方法によって上に述べた事業計画や優遇措置に基づいて民間業界に働きかける。
 - 本 Galileo JU は、上に述べた諸要素に基づいて展開段階に責を負い、システムの保守に当る単一または複数の企業組織体を設立する準備を進める。

第 3 条：

本 Galileo JU は、次の各号を目的とする契約を ESA と締結する。

- 本 Galileo JU は、Galileo システムに関わる宇宙機器と地上施設について、開発段階において必要な諸活動を ESA に委託し開発段階のために支出可能な資金から支払う。ESA は、本 Galileo JU と締結する契約に規定する手続きに則り、平等、透明性及び公正な業務分担の原則に基づき、当該計画が欧州連合全体に関わるものである点を考慮して受託業務を履行する責を負う。本 Galileo JU は、委託業務の進捗を監督するものとし、開発段階に見られる技術革新に照らして必要な調整を提案する権利を留保する。
- 欧州委員会は、効果的なコントロールを発動することにより欧州連合の財政的な利益を保護する権利を持つ。欧州委員会は、また不都合を発見した場合に本 Galileo JU への爾後の支払いを減額或いは停止する権利を留保する。減額または停止される支払いの額は、欧州委員会が実際に発見した不都合の金額に等しいものとする。紛争は本 Galileo JU と ESA との間で締結される契約の諸規定に基づいて解決する。
- Galileo 計画を推進する諸手続き、特に本 Galileo JU の資金以外の資金によって ESA が展開する諸活動についても規定のこととする。

第 4 条 :

上記第 3 条の規定にかかわらず、本 Galileo JU は、入札募集することにより複数の民間企業または民間企業連合と役務の提供、特に本定款第 2 条 3 項に規定する諸活動について契約を締結することができる。欧州委員会が本 Galileo JU の Galileo JU になり代わって制御権を行使し、その行為を抑止する且つ相応の罰金を課す権限を有する旨を、本 Galileo JU は当該契約の中に明記しなければならない。

第 5 条 :

本 Galileo JU は法人格を有するものとし、欧州連合メンバー国の全てにおいて、それぞれの法令に基づく法人に認められた最大の法的地位を享受できるものとする。特に、本 Galileo JU が動産及び不動産を所有・処分することができると共に、訴訟の当事者となり得るものとする。

第 6 条:

本 Galileo JU は、Galileo 計画開発段階のために策定されるかまたは移転を受けた全ての有形及び無形資産を所有する。

第 7 条 :

1. 本 Galileo JU の組織は Administrative Board (経営委員会)、The Executive Committee (執行委員会) 及び The Director (社長) からなる。
2. 経営委員会は an Advisory Committee (諮問委員会) の助言を徴することができる。

第 8 条 :

1. 経営委員会の構成と議決権 :

- a. 本 Galileo JU の経営委員会はその株主を以って構成する。
- b. 本定款中に別段の規定ある場合を除き、経営委員会の決議は投票総数の過半数を以って行う。欧州委員会と ESA はそれぞれ 30 票を持つ。他の本 Galileo JU 株主はそれぞれの持ち株比率に応じた議決権を持つ。
- c. 上記 b 号の規定は設立発起人の他に最初の株主が参画した日から有効とする。かかる日が到来するまで経営委員会による全ての決定は満場一致を以って成立する。

2. 経営委員会の機能 :

- a. 経営委員会は Galileo 計画の実行に必要な決定を行い、計画全体を包括的に監督する。
- b. 経営委員会は具体的に次の機能を果たす。
 - 社長を任命し、組織図を承認する。
 - 本定款第 14 条 4 項の規定に則り本 Galileo JU の財務規則を定める。
 - 本定款第 13 条の規定に則り職員雇用計画、開発段階の活動計画及び計画コスト試算を含む年次予算を承認する。

- 年次決算書及び貸借対照表を承認する。
- 土地その他の不動産に対する所有権の取得、売却及び抵当権設定、担保または保証の提供、他の企業体または機関の持分取得、貸付けまたは借入れについて決定する。
- 投票数の 75%以上の賛成を以って Galileo 計画の大幅な変更に関わる動議を承認する。
- 計画の現状と本定款第 15 条 2 項にいう財務状況についての年次報告書を採択する。
- 必要に応じて、下部組織の設立を含め Galileo 計画の遂行に必要なその他の権限を行使しその他の機能を果たす。
- 執行委員会の提言を採択する。

3. 経営委員会の会議及び手続き規則：

(1) 経営委員会は少なくとも年に 2 回は会議すべきこととする。議決権の少なくとも 30%を代表する経営委員会委員の 3 分の 1、経営委員会議長または社長の要請ある場合には臨時の会議を召集することができる。通常、経営委員会は本 JU の本店所在地にて会議する。経営委員会の議長はその委員の中から選出する。特定の場合について、別段の決定がない限り執行委員会の代表者と社長は経営委員会の会議に出席のこととする。

(2) 経営委員会はその手続き規則を定めるべきものとする。

第 9 条：

1. 執行委員会の構成と議決権：

- 執行委員会は欧州委員会の代表、ESA の代表、経営委員会の指名した代表からなり、社長の出席を得て会議する。
- 執行委員会の決定は満場一致の賛成を以って行う。

2. 執行委員会の機能：

執行委員会は、経営委員会の意思決定準備を支援し経営委員会が委任するその他の業務に当る。具体的には執行委員会は次の機能を果たす。

- 定期的な報告書を以って計画の進捗状況を経営委員会と社長に報告する。
- 社長が策定した職員雇用計画を含め、計画のコスト試算と予算案について経営委員会に意見を具申し、提言を行う。
- 経営委員会の定める請負契約発注規則に則って入札募集及び契約発注手続きを承認する。経営委員会の定める請負契約発注規則は執行委員会の決定を妨げないものとする。
- 経営委員会が委任または委譲した業務を遂行する。

3. 執行委員会の会議と手続き規則：

執行委員会は少なくとも 1 ヶ月に 1 回は会議する。執行委員会の会議は、通常本 Galileo JU の本

店所在地で開催する。社長はこの会議に出席する。執行委員会は、手続き規則を策定し経営委員会の承認を得る。

第 10 条：

1. 社長は、本 Galileo JU の日常業務に責を負う代表執行役員であり法務上の代表者とする。社長は欧州委員会の提言に基づいて経営委員会が任命する。
2. 社長は、自らが報告義務を負う経営委員会の定めた指針の範囲内において計画の実行を指揮する。社長は、経営委員会、執行委員会及び全ての他の下部組織体に対してそれぞれが機能を果たす上で必要な情報を提供する。
3. 具体的には社長は次の機能を果たす。
 - 本 JU の職員を組織し、指揮し、監督する。
 - 経営委員会に対して組織図案を提出する。
 - 財務規則に則って、実行計画とコスト試算を策定し定期的に見直して経営委員会に提出する。
 - 財務規則に則って、職員雇用計画を含む年次予算案を作成し経営委員会に提出する。
 - 欧州委員会と本 Galileo JU との間で締結した契約に基づいて、本 Galileo JU が負っている義務を確実に履行する。具体的には欧州委員会の代表が効果的に制御権を行使し、不都合を見つけた場合にはそれを抑止し且つ相応の罰金を課す権限を有するとの規定に従う。
 - 経営委員会に年次決算書と貸借対照表を提出する。
 - 計画の内容を大幅に変更する場合にはその提言を経営委員会に提出する。
 - 安全について責を負い、安全規則を守る上で必要なあらゆる措置を講じる。
 - 計画の現況と財務状況に関わる年次報告書、並びに経営委員会が要請するその他の報告書を作成し経営委員会に提出する。

第 11 条：

1. 職員の必要数は、年次予算書の中にも含める雇用計画書によって決定する。
2. 本 Galileo JU の職員は、欧州連合の他の職員雇用条件に準じるものとし、期限付きの雇用契約によるものとする。

3. 職員に関わるコストは全て本 Galileo JU が負担する。
4. 経営委員会は欧州委員会との合意に基づいて必要な実施措置を採択する。

第 12 条：

本 Galileo JU の収入は全て第 2 条に規定する目的遂行のために用いるものとする。第 20 条 2 項の規定を条件として、費用を超える収入があっても本 Galileo JU の株主に対する分配金は支払わないものとする。

第 13 条：

1. 事業年度は暦年による。
2. 社長は、各年の 3 月 31 日までに経営委員会の承認を得た上で計画のコスト試算を株主に送付する。この計画コスト試算には次の 2 年について年間費用予測を含むものとする。この予測の範囲内において、株主のそれぞれが本 Galileo JU に対する資金提供について、内部予算手続きを取る上で必要な明細を含め、当該 2 事業年の最初の事業年に関わる収支見積り(当初予算案)を作成する。社長は株主に対してこの手続きに必要な全ての補足資料を提供する。
3. 株主は、計画コスト見積り特に翌事業年に関わる収支見積りに対する意見を社長に伝える。
4. 社長は、承認を得た計画コスト見積りに基づいて、また株主から寄せられた意見を考慮して、翌事業年度の予算案を作成し 9 月 30 日までに経営委員会に承認申請する。予算の承認には 75% 以上の賛成を要する。

第 14 条：

1. 財務規則の目的は、本 Galileo JU の健全且つ経済的な財務管理を確保することにある。
2. 具体的には財務規則は次の各項について原則的な規定を含む。
 - 計画コスト見積り及び年次予算の表示方法と構成。
 - 年次予算の執行と社内財務管理。
 - 本 JU 株主による出資金の支払い方法。
 - 年次貸借対照表の作成及び提出はいうに及ばず会計と在庫の記録保管及び提出。
 - 本 Galileo JU の株主の国籍に対して平等であり、Galileo プロジェクトが欧州連合全体に関わる性格のものである点に配慮した入札募集の手続き、契約の諸条件及び発注。

3. 財務規則は経営委員会で 75% 以上の賛成を以って採択されるものとする。
4. 欧州連合設立条約第 274 条に基づいて欧州委員会が負っている義務を果たせるよう、本 Galileo JU と欧州委員会との間で締結する契約において詳細な実施規則を規定する。

第 15 条：

社長は、各事業年度の末日から 2 ヶ月以内に当該事業年度の決算書及び貸借対照表を欧州連合の会計検査院に提出する。会計検査院が行う監査は記録類と現場監査に基づくものとする。社長は当該年次決算書と貸借対照表を会計検査院の監査報告書と共に経営委員会に提出し、経営委員会はその議決権の 75% 以上の賛成を以って承認する。社長は、会計検査院の監査報告書に意見を付す権限を与えられると同時に経営委員会の要請ある場合には意見を具申する義務を負う。会計検査院は、本 JU の株主に対して監査報告書を送付する。

第 16 条：

1. プロジェクト展開計画は、プロジェクトのあらゆる要素の実施に関する計画について明細を述べるものとする。当該プロジェクト展開計画は、本 Galileo JU 存続の全期間を対象としたもので定期的に更新されるものとする。
2. 年次報告書はプロジェクトの現況、特に予定表、コスト及び進捗状況を示すものとする。

第 17 条：

1. 本 Galileo JU はその義務の履行に全面的な責を負う。
2. 本 Galileo JU の契約上の賠償責任は当該契約の諸規定と準拠法に基づく。
3. 契約によらない賠償責任の場合、本 Galileo JU は関係国の法令に基づく賠償責任を限度として損害を弁済する。
4. 本条 1 項及び 2 項にいう賠償責任を果たすために本 Galileo JU が行う支払い及びこれに関連して生じるコストと費用は本定款第 12 条にいう費用とみなす。
5. 社長は、経営委員会に対して必要となる保険の付保について提案し、本 Galileo JU が経営委員会の指示に従って保険契約を締結する。

第 18 条：

1. 本定款第 1 条 4 項 2 号に挙げた以外の者も本 Galileo JU の株主となることができる。
2. 株式購入の申し込みは社長宛てに行うものとし、社長はこれを経営委員会に提出する。経営委員会は、本 Galileo JU が株式取得の諸条件について申込人と交渉を始めるか否かを決定する。

交渉を始めてよいとする決定がなされた場合、本 Galileo JU は条件を交渉しその結果を経営委員会に報告する。経営委員会の決定は議決権の 75% 以上の賛成を以って行う。

3. 本 Galileo JU の株式を経営委員会の満場一致による事前同意を得ることなく第三者に譲渡してはならない。無許可譲渡をした株主は、株主の地位を失うに止まらず本 Galileo JU が蒙った損害を賠償する責を負う。

第 19 条：

1. 本 Galileo JU は本定款を欧州連合官報に掲載した日から 4 ヶ年間存続する。
2. 本定款第 2 条にいう目標達成状況によっては、本 Galileo JU の存続期間を、本定款第 22 条の規定に基づき本定款を変更することにより延長することができる。いずれの場合においても、本 Galileo JU の存続期間は、本定款第 3 条に規定する契約によって本 Galileo JU が負っている義務が果たされるまでその存続期間は延長される。

第 20 条：

本 Galileo JU が解散手続きを取る場合、経営委員会は一人ないしそれ以上の管財人を任命し、かかる管財人は、議決権の 75% 以上の賛成を以って経営委員会が下した決定を遵守すべきものとする。

第 21 条：

本定款中に定めがない事項は本 Galileo JU 本店所在国の法令に従って決定する。

第 22 条：

1. 本 Galileo JU の株主は、いずれも本定款の改訂を経営委員会に提言することができる。
2. 経営委員会が議決権の 75% 以上の賛成を以って本定款改訂に同意した場合、欧州委員会は、欧州連合設立条約第 172 条 2 項に規定の手続きに従って欧州閣僚理事会に対して当該改訂の承認を求める。

以上